平成２４年（フ）第１０７号
北海道帯広市東３条南25丁目９番地１　池浦ハイツＤ号室
債務者　掛端　直樹（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
沖縄県沖縄市諸見里３丁目20番22号
債務者　山入端立夫
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第９４号
沖縄県中頭郡中城村字当間63番地３　パシフィックマンション303号
債務者　喜屋武　聡
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第９５号
沖縄県沖縄市住吉１丁目15番27号　瑞慶山アパート３階301号
債務者　喜屋武政美
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２７５５号
福岡市東区馬出５丁目９番８号
破産者　株式会社岩相工業
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０００号
福岡県糟屋郡志免町大字別府603番地の１
破産者　宝生鉄工有限会社
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３４８２号
札幌市北区太平３条１丁目２番32号
破産者　高橋　孝司
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４８３号
札幌市北区太平３条１丁目２番32号
破産者　坂口　真弓
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１５号
札幌市北区新琴似４条15丁目４番４号
破産者　株式会社ＤＩＳ　ＰＯＲＴ
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５３６号
最後の住所宮城県塩竈市字伊保石335番地
破産者　亡齋藤フミエ相続財産
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９７２号
仙台市太白区松が丘９番11号
破産者　株式会社オービット
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５３４号
栃木県矢板市扇町２丁目14番１－３号
破産者　株式会社ヨーク
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３５号
栃木県宇都宮市城南１丁目３番３号
破産者　戸﨑　吉次
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３７号
栃木県宇都宮市城南１丁目３番３号
破産者　戸﨑　フジ
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３８号
栃木県宇都宮市城南１丁目３番３号
破産者　戸﨑　信弘
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９号
栃木県下都賀郡壬生町通町17番35号
破産者　大友　裕勝
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１４号
栃木県宇都宮市錦２丁目10番８号
破産者　有限会社ライジングサポート
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１５号
栃木県宇都宮市錦２丁目10番８号　プレステージ宇都宮107
破産者　伊藤　　司
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６６号
埼玉県吉川市中井38番１
破産者　デベロップメイド株式会社
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３４６号
長野県松本市大字惣社19番地８
破産者　サバイディーセンター株式会社
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５０号
京都府舞鶴市字行永1095番地の３
破産者　有限会社北都輸送
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係